報告(1) 図書館等公衆送信サービスに関する 関係者協議会等の進捗状況について

図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会は、公衆送信サービスを図書館が実施するにあたり、 出版団体業界団体からなる権利者側と図書館側がサービス実施に必要な事項を協議する場として位置 付けられている。

1 現在の関係者協議会の状況

各分科会における検討内容等については、別紙「著作権法 31 条改正に伴う公衆送信サービスに関する関係者協議会の進捗について(報告)」を参照。

2 現在の関係者協議会以外の状況

令和4年9月30日ほか

・図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会(日本図書館協会)により、図書館に向けた 図書館等公衆送信サービス説明会を実施

http://www.jla.or.jp/committees/chosaku//tabid/988/Default.aspx

令和4年10月7日

・文化庁が著作権法政省令改正案へのパブリックコメントを募集 https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=185001261&Mode=1

令和4年11月14日

・一般社団法人図書館等公衆送信補償金管理協会から「図書館等公衆送信補償金制度」の額の認 可に係る図書館等の設置者代表・関係者への意見聴取あり

令和4年12月28日

• 著作権法政省令公示

令和5年3月29日

・文化庁長官が「図書館等公衆送信補償金制度」に関し、補償金の額を認可 https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/93860201.html

令和5年4月21日

・文化庁が著作権法省令改正案へのパブリックコメントを募集 https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=185001309&Mode=0

令和5年5月31日

・文化庁及び文部科学省が「「著作権法の一部を改正する法律」等の一部の施行(令和5年6月1 日施行関係)について(通知)」を各都道府県知事などにあてて発出

令和5年6月1日 改正著作権法施行

・一般社団法人図書館等公衆送信補償金管理協会がウェブサイトを開設 https://www.sarlib.or.jp/

3 今後の関係者協議会等の予定

図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会(日本図書館協会)より、図書館向けにガイドラインや補償金規程に関する説明会が7月13日に実施される。また、ガイドラインに基づいた実施要領を事務処理スキーム分科会の元で作成する見込みだが、完成時期は未定である。

著作権法 31 条改正に伴う公衆送信サービスに関する関係者協議会の進捗について(報告)

1 検討体制

図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会 全体会

- •28 団体(内訳:図書館側7団体、権利者側19団体、教育委員会連合会2団体)
- ・オブザーバー13 団体
 - ①ガイドライン分科会(座長:権利者側、副座長:図書館側)
 - ・権利者側:日本書籍出版協会(座長)、日本写真著作権協会、新聞著作権管理協会、学術著作権協会、日本漫画家協会
 - ·図書館側:国立国会図書館(副座長)、国公私大学図書館協力委員会、全国公共図書館協議会、専門図書館協議会、日本博物館協会
 - ②補償金分科会(座長:権利者側、副座長:図書館側)
 - ・権利者側:日本文藝家協会(座長)、日本雑誌協会、日本音楽著作権協会、出版梓会
 - ·図書館側:国公私大学図書館協力委員会(副座長)、国立国会図書館、全国公共図書館協議会、日本図書館協会
 - **③特定図書館等分科会**(座長:図書館側、副座長:権利者側)
 - ・権利者側:日本写真著作権協会(副座長)、日本書籍出版協会、日本文藝家協会、日本楽譜出版協会
 - •図書館側:全国公共図書館協議会(座長)、国立国会図書館、国公私大学図書館協力委員会、日本図書館協会
 - 4) 事務処理等スキーム分科会(座長:図書館側、副座長:権利者側)
 - •権利者側:日本雑誌協会(副座長)、日本文藝家協会、日本音楽著作権協会、日本書籍出版協会、出版梓会
 - •図書館側:国立国会図書館(座長)、国公私大学図書館協力委員会、全国公共図書館協議会、全国都道府県教育委員会連合会、
 - 全国市町村教育委員会連合会

2 検討の進捗状況及び今後の検討スケジュール (2023年6月30日現在)

	分科会					
	①ガイドライン	②補償金	③特定図書館等	④事務処理等スキーム		
検討内容	・送信対象資料に関する事項の検討・ガイドライン案の検討	・補償金額案の料金体系・水準に関する意見交換	・特定図書館等、図書館等利用者の要件に関する検討	・図書館等における申請受付から送信、 補償金支払等のスキームに関する検討 ・補償金徴収等のスキームに関する検討		
○全体会 R3/10/28(詳細は、日本図書館協会ホームページ「図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会」のページを参照)						
分科会第1回	R4/1/19 ・「ガイドラインに係る論点(案)」を権 利者側(座長)より提示(法案条文 にそって説明)		R4/2/10 ・当分科会での主な検討事項の確認 ・当分科会での合意すべき主な事項 を、図書館側(座長)より提示	R4/4/28 ・事務処理等スキーム分科会の検討事 項を、図書館側(座長)より提示		
分科会第2回	R4/2/21 ・31 条改正部分における論点整理~ 送信対象資料に関する論点(案) を、権利者側(座長)より提示	R4/4/4 ・著作物の考え方、権利者・出版社側 の補償金額算定についての検討状況 を、権利者側より提示		R4/6/20 ・事務処理等スキーム分科会の仮合意 事項(案)を、図書館側(座長)より 提示		
分科会第3回	R4/4/11 ・31条ガイドライン目次案を、権利者側 (座長)より提示	R4/6/3 ・第2回分科会を反映した補償金額算 定についての検討状況を、権利者側より提示	R4/8/2 ・当分科会での合意文書(案)を、 図書館側(座長)より提示			
○分科会座長·副座長会議 第1回 R4/4/18、第2回 R4/5/20						
分科会 第4回	R4/6/8 ・ガイドライン案検討のためのたたき台を、権利者側(座長)より提示	R4/7/15 ・第3回分科会を反映した補償金額算 定についての検討状況を、権利者側より提示				
分科会 第5回	R4/7/11 ・ガイドライン案検討のためのたたき台を、権利者側(座長)より提示	R4/9/16 ・「補償金規程」及び「額の認可申請理 由書」の素案を、権利者側より提示				

分科会第6回	R4/8/5 ・ガイドラインに関する中間合意(案)を、権利者側(座長)より提示						
○全体会 R4/9/9 (詳細は、日本図書館協会ホームページ「図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会」のページを参照)							
分科会第7回	R4/11/25 ・ガイドラインに関する協議経過につい て、権利者側(座長)より提示						
分科会第8回	R4/12/21 ・著作権保護期間への対応について、 権利者側(座長)より提示						
分科会第9回	R5/1/30 ・ガイドライン案を権利者側(座長)よ り提示						
分科会 第 10 回	R5/2/27 ・ガイドライン案を権利者側(座長)よ り提示						
分科会 第 11 回	R5/3/29 ・ガイドライン案を権利者側(座長)よ り提示						
分科会 第 12 回	R5/5/17 ・ガイドライン案を権利者側(座長)より提示		R5/4/28~5/12 書面開催 ・「図書館等公衆送信サービスに係る特 定図書館等及び利用者に求められる 要件等について」の修正案が提示				
各分科会にて取りまとめ							
○全体会 R5/5/25(詳細は、日本図書館協会ホームページ「図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会」のページを参照)							

3 各分科会での検討内容の概要について(2023年6月30日現在)

■第1回補償金分科会(R4/2/9 開催)

- ○権利者側(座長)から、分科会の位置づけと、現時点での補償金算定方法案が報告された。
- (1) 分科会の位置づけ
- ・指定管理団体が補償金額を決めて文化庁長官から認可を受けるための意見交換の場であり、何らかの合意を形成する場ではない。
- ・独禁法の観点からも補償金額について権利者・出版社側と図書館側の双方で話し合ってはいけない。 補償金額ではなく、補償金の考え方について権利者側・出版社側と図書館側の認識を刷り合わせていく。
- (2) 権利者・出版計側の補償金額算定方法案
- ・補償金額算定に当たっては、権利者への配慮や、既存ビジネスを圧迫しない観点から「補償金額>通常購入 としたい
- ・図書館で行う補償金算定基準は以下の3ステップを想定
- ①図書館資料の種類(図書、逐次刊行物、その他)→ ②補償金額算定の基本計算式の確認→ ③補償金額の算定
- ○全公図は、権利者側の案は図書館側の判断や計算が煩雑になる懸念を伝え、シンプルでわかりやすい補償金額算定が必要であると意見した。

■第1回特定図書館等分科会(R4/2/10 開催)

- ○著作権法で定められた、以下の特定図書館等が満たすべき具体的な要件等について、座長案を提示した。
- (1) 特定図書館等が満たすべき具体的な要件・基準
 - ①責任者の配置、②職員向けに行う研修項目、実施方法等、③利用者情報の適切な管理、
- ④データの目的外利用の防止・抑止するための措置、⑤業務を適正に実施するために必要な措置
- (2) 特定図書館等に利用者が登録すべき情報
- (3) データの不正拡散を防止し、又は抑止するための措置の内容
- ○全公図は、不参加館の増加はサービスの不均衡を招くため、図書館側の負担が過度にならないような要件等の案を提示した。

■第2回ガイドライン分科会(R4/2/21 開催)

- ○権利者側(座長)から、ガイドライン策定に当たって確認していく論点案とともに、これまで権利者側で検討してきたポイントが紹介された。
- ○主に以下の論点について、現行の複写サービスの実態等も踏まえながら検討した。
 - ・公衆送信可能な図書館資料の範囲や分量
 - ・著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情に該当する著作物の範囲等
- ・著作権者の利益を不当に害する、著作物の種類や発行形態(電子配信の実施状況等)等
- ○全公図は、現行の複写サービスの実態を丁寧に説明しつつ、公衆送信できる範囲等が現行の複写サービスと同様にしてほしいと意見した。

■第2回特定図書館等分科会(R4/3/14 開催)

○著作権法で定められた、特定図書館等が満たすべき具体的な要件等について、第1回の部会の意見を踏まえ、修正案を提示した。

・図書館の利用登録の実態については、改めて整理することとなった。

■第2回補償金分科会(R4/4/4 開催)

- ○権利者側(座長)から、著作物の考え方が提示された。
 - ・著作物の市場価値は、「本体価格」×部数に反映されている。
 - ・著作物は本来一つの作品であり、バラ売り・切り売りを想定しないものが大多数である。
 - ・補償金額算定にあたっては、「補償金額>通常購入」が大原則である。
- ○事前に権利者側から図書館側へ示されていた質問について、図書館側(副座長)が回答した。
- (1)図書館側は補償金以外に事務手数料などを徴収する予定なのか。
- ・各図書館での個別判断になる。徴収する館もあれば、しない館もある。
- (2) (事務手数料の徴収を)予定している場合の金額の相場感。図書館の種別で同一料金なのか、館ごとの料金設定なのか。
- ・図書館で統一した料金を徴収することはない予定。
- (3) 現在の郵送複写サービスや館内複写サービスの図書館側の手数料は、どのように計算・設定しているのか。
- 大学でもばらつきがある。
- ○「第1回補償金分科会終了後の図書館関係団体見解」に対して、権利者側が回答した。
- ○権利者側から、権利者・出版社側の補償金額算定についての検討状況が提示された。
 - ・発行頻度や著作物の種類別に、計算式の基本的考え方や補償金算定式が示され、考え方が説明された。
 - ・提示された資料について、4月末までに図書館側で意見をまとめる予定。

■第3回ガイドライン分科会(R4/4/11 開催)

- ○権利者側(座長)から、これまで議論してきたガイドライン策定に当たって確認していく論点案とともにガイドラインの目次案が提示された。
- ○全公図は、ガイドラインの目次案について、以下のとおり意見した。
 - ・ガイドラインのはじめに、ガイドライン制定の趣旨を記載した方がよいのではないか。
 - ・複写サービスと公衆送信サービスを切り分けて考えなければならないということはわかるが、複写サービスについてはなるべく現行のまま進めていきたい。

■第1回分科会座長·副座長会議(R4/4/18 開催)

- ○4月18日時点での各分科会での状況を報告し、権利者側と図書館側の課題認識や意識のすり合わせを実施した。
- ○全公図は、以下のとおり意見した。
 - ・公立図書館で来年度の開始は足並みをそろえるのはむずかしい。条件がととのったらやりたいという意見は聞いている。会計処理の問題を解決するのが先で、 条件整理が整えば、随時進めて行きたい

■第1回事務処理等スキーム分科会(R4/4/28 開催)

○図書館側(座長)から、事務処理等スキーム分科会の検討事項が提示され、申込受付から補償金の返還・追徴処理までの一連の流れとそれぞれの論点が提示された。

- ○権利者側から、現在他の分科会での議論においても、指定管理団体への送信ファイル提供が大前提であるという考えが示された。
 - ・文化庁より、著作権法上は送信が可能との考えが示されたため、図書館側で持ち帰って検討することとなった。
- ○全公図は、以下のとおり意見した。
 - ・指定管理団体への送信ファイル提供については、公衆送信サービスの需要の見通しが立たない点や送信手段(メールでの送信かファイル転送サービス を利用することになるのか等)の点など、いくつか課題がでてくることを想定している。
 - ・データ不正拡散防止策の実施については、指定管理団体への送信ファイル提供を考えると、ヘッダー部分に「利用者 ID(貸出カードの番号等)」を付与するのは 問題があると考えるため、他の方法を検討する必要がある。

■第3回補償金分科会(R4/6/3 開催)

- ○図書館側が提出した「第2回補償金分科会における補償金額検討状況に対する見解(回答)」に対して、権利者側が回答した。
- ○権利者側から、権利者・出版社側の補償金額算定についての検討状況が提示された。
 - ・発行頻度や著作物の種類別に、計算式の基本的考え方や補償金算定式が示され、第2回分科会からの変更点が説明された。
- ○提示された資料について、6月末までに図書館側で意見をまとめる予定。

■第4回ガイドライン分科会(R4/6/8開催)

- ○「「図書館等における複製等ガイドライン」目次案への図書館団体からの意見等」に対して、権利者側が回答した。
- ○権利者側から、図書館側への確認点及びガイドライン案検討のためのたたき台が提示された。
 - ・現在の「複写サービス」と「公衆送信サービス」双方について、概念定義に共通する部分があること、利用者からみた場合には、目的を達成するための手段の 違いにすぎないこと等を考慮し、ガイドラインで整理をする。
 - ・「公衆送信サービス」における著作物の一部分は、「複写サービス」と異なる取扱いとしたい。
 - ・「公衆送信サービス」での写り込みについては、現行のガイドラインを参考にしつつ考え方を整理したい。
- ○提示された資料について、6月末までに図書館側で意見をまとめる予定。

■第2回事務処理等スキーム分科会(R4/6/20 開催)

- ○図書館側(座長)から、「事務処理等スキーム分科会の仮合意事項(案)」が提示され、申込受付から補償金の返還・追徴処理までの一連の流れが示された。
- ○細かい具体的な課題については必要に応じて検討する場も必要との意見が示されたが、図書館側と権利者側で「仮合意事項(案)」について大枠は確定となった。
- ○全公図は、以下のとおり意見した。
 - ・送信ミスや容量オーバー等のエラーも懸念されるので、できれば送信用のサーバを用意いただいて、データのやり取りをすることとしたい。可能性も含めてこの点を確認したい。
- ・保護期間満了かどうか分からないものについては、リスト等で確認したりして判断するのが現実的かと思う。
- ・公的機関は前年度分の支払は当年度の4月中に支払う必要があるので、その点は配慮いただきたい。

■第5回ガイドライン分科会(R4/7/11 開催)

○権利者側から、図書館側への確認点及びガイドライン案検討のためのたたき台が提示され、以下の案が示された。

- 「公衆送信サービス」における著作物の一部分は、「複写サービス」と異なり三分の一を超えない範囲の取扱いとしたい。
- ・「公衆送信サービス」における発行後相当期間経過後の定期刊行物の「発行後相当期間」は、発行後1年間(日刊新聞については次号が発行されるまで)としたい。
- ・「公衆送信サービス」での写り込みについては、現行のガイドラインを参考にしつつ考え方を整理した。
- 「公衆送信サービス」において、楽譜、地図、写真集・画集、発行後相当期間経過前の定期刊行物については、そこに掲載されている著作物を対象としない。
- ・「公衆送信サービス」において、商用公衆送信サービスで販売されている場合または定期刊行物に掲載された論文等の記事を一記事単位で販売しているような場合であって、該当する書籍または定期刊行物のリストが指定管理団体から特定図書館等に提供されている場合、そのリストに掲載された書籍または定期刊行物に掲載されている著作物は公衆送信サービスの対象としない。

■第4回補償金分科会(R4/7/15 開催)

- ○図書館側が提出した「第3回補償金分科会における補償金額検討状況に対する見解(回答)」に対して、権利者側が回答した。
- ○文化庁から、「図書館等公衆送信補償金Ⅰの額の認可に係る審査基準等の説明があった。
- ○権利者側から、補償金額検討状況が提示された。提示された補償金額案で指定管理団体の準備を進めることでまとまった。
- ○今後、図書館等関係団体(図書館等を設置する者の団体で図書館等を設置する者の意見を代表すると認められるものを想定)に対し、意見聴取がされる予定である。

■第3回特定図書館等分科会(R4/8/2 開催)

- ○著作権法で定められた、特定図書館等が満たすべき具体的な要件等について、第2回の部会の意見を踏まえ、修正案を提示した。
- ○提示した要件(案)で関係者協議会に報告することでまとまった。

■第6回ガイドライン分科会(R4/8/5開催)

- ○権利者側から、政令指定事項に関する部分について、「ガイドラインに関する中間合意(案)」が提示された。
 - ・1 改正法第31条第1項第1号及び同条第2項における「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるもの」
 - ・2 改正法第31条第2項但書における「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」として、公衆送信サービスから除外する図書館資料
- ○第1項については関係者協議会におけるガイドライン分科会からの報告事項として文章を整理していき、報告する。
- ○第2項については図書館側からの異論もあり、内容としても必ずしも政令に関わるとは言えないので、継続協議事項とする。

■第5回補償金分科会(R4/9/16 開催)

- ○文化庁から、補償金額案に関する指定管理団体による図書館等の設置者代表への意見聴取について、意見聴取先と考えられる設置者(団体)の一覧が提示された。
- ○権利者側から、指定管理団体が文化庁に申請する「図書館等公衆送信補償金規程」「図書館等公衆送信補償金の額の認可申請理由書」の素案が提示された。
- ○文化庁による管理団体の指定後、意見聴取の実施となり、意見聴取は10月以降を予定している。意見聴取後に、文化庁へ補償金規程案が提出される。

■第7回ガイドライン分科会(R4/11/25 開催)

- ○権利者側から、「「ガイドラインに関する協議経過について」にかかる権利者・出版社側の意見等について」が提示された。
 - ・権利者・出版社側の各団体から、合意事項(2)及び継続協議事項(3)への意見等が示された。
 - ・合意事項「(3)複製等の範囲内に存する、分量が極めて少ない著作物」について、ガイドライン文案が示された。

・資料をスキャンする解像度について権利者・出版社側から様々な意見があり、解像度に関する部分については、別途解像度 WG を設けることとなった。

■第8回ガイドライン分科会(R4/12/21 開催)

- ○権利者側から、第1回解像度 WG の内容について説明があった。
- ○権利者側から、「著作権保護期間への対応」が提示された。
 - ・編集著作権も当然補償金の対象になるが、編集著作権をどう認定していくかという問題が生じる。
 - ・発行日という明らかな基準から補償金徴収の可否を判断できるようにしたいと考えている。事務的にも簡便かつ安定した取り扱いが可能になるかと思う。
- ○全公図は、以下のとおり意見した。
 - ・著作権者の没年が不明な場合は補償金を徴収しないなどは明確にした方がよい。
 - ・編集著作物については、著作権法にある編集著作物を拡大解釈するのではなく、公衆送信サービスにおける何らかの定義を設けた上で補償金の対象とみなすという考え方が あるのではないか。
- ○権利者側から、「31条ガイドライン目次案」が提示された。
 - ・今回のガイドラインについては、 専ら公衆送信サービスに関しての新たな合意事項を記載していくものであって、 過去の複製に関しては従前の運用を原則的に維持することを ガイドラインに記載するという枠組みになると想定している。
- ○全公図は、以下のとおり意見した。
 - ・現行サービスに影響を与えないということに関して今後も確認していく必要がある。

■第9回ガイドライン分科会(R5/1/30 開催)

- ○権利者側から、31条ガイドライン案が提示された。
- ○図書館側の各委員から、提示された31条ガイドライン案について意見を提出した。
- ○全公図は、以下のとおり意見した。
 - ・特定図書館等の要件について、公衆送信サービスの運用とは直接関連しないものについては、参考資料として特定図書館等分科会の資料を付す形にしてはいかがか。
 - ・著作権保護期間の考え方をガイドラインで規定するのは避けていただきたい。補償金を徴収対象とする期間とするのが適切ではないか。

■第 10 回ガイドライン分科会(R5/2/27 開催)

- ○権利者側から、修正版の31条ガイドライン案が提示された。
 - ・ガイドラインとは別に実施要領を整備し、日常の実務はその実施要領に基づいて行うということで整理したい。
 - ・公衆送信サービスにおける「一部分の範囲」「発行後相当期間」については、既存の商用サービスに影響が生じる可能性があるため、権利者側でぎりぎりまで検討したい。
- ○図書館側の各委員から、提示された31条ガイドライン案について意見を提出した。
- ○提示された31条ガイドライン案について、文化庁からのコメントが示された。

■第 11 回ガイドライン分科会(R5/3/29 開催)

○権利者側から、修正版の31条ガイドライン案が提示された。

- ・第 10 回ガイドライン分科会での意見を踏まえ、修正した。
- ・公衆送信サービスにおける「一部分の範囲」は「半分」、「発行後相当期間」は「発行後1年間(ただし、新聞については次号が発行されるまでの期間)」としたい。
- ・新たに定める予定の極小著作物に関する全部利用のルールについては、ペンディングの状態である。
- ○図書館側の各委員から、提示された31条ガイドライン案について意見を提出した。
- ○提示された極小著作物に関する全部利用に関する記述について、文化庁からのコメントが示された。

■第4回特定図書館等分科会(R5/4/28~5/12 書面開催)

- ○座長・副座長から、「図書館等公衆送信サービスに係る特定図書館等及び利用者に求められる要件等について(案)」の修正案が提示された。
- ○提示された要件(案)で関係者協議会に報告することでまとまった。

■第 12 回ガイドライン分科会(R5/5/17 開催)

- ○権利者側から、修正版の31条ガイドライン案が提示された。
 - ・分量の少ない著作物(極小著作物)に関する全部利用に関する記述について、WGでの検討結果を踏まえた修正案が提示された。
- ○文化庁から、分量の少ない著作物に関する全部利用についての政令指定について検討している旨が示された。

■第3回事務処理等スキーム分科会(R5/5/18 開催)

- ○図書館側(座長)から、事務処理等スキーム分科会合意事項が提示された。
- ○権利者側から、新聞や雑誌記事について、以下のとおり要望があった。
 - ・補償金の分配をする必要があるため、利用者の目的の著作物(論文名等)は可能な限りお知らせいただきたい。
 - ・申込時にページ情報と論文名が両方掲載されている場合、ページ情報のみ提供されるのではないかという懸念がある。
- ○図書館側(座長)から、以下のとおり回答した。
 - ・申込時に利用者が記載した情報は、削除せずそのまま送信実績として記録することを想定している。
- ○権利者側(副座長)から、現在 SARLIB で実施要綱を定めている途中であり、固まり次第事務処理等スキーム分科会に示したい旨、情報提供があった。